四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県及び福島県
(2)　認定を行う事業所の所在地
宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十六番三号　JAビル別館五階

○農林水産省告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市新田目字上悪土一四九、一五五、一五六、一六四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上悪土一四九・一五五・一五六・一六四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　静岡県賀茂郡松崎町宮内字貝ノ入四一五の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び松崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町気田字瀬崎一二一三の一、字郷島一四一四の一、一四二三、一四二五、一四二九、一四三〇、一四三四の一、一四三五の一、一四三五の三、一四四九の三、一四五七の一、一四六〇、一四九〇、一四九五の一、一四九七、一四九八、一五〇〇、一五〇一、一五〇四、一五〇五、一五〇九、一五一四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字五郎右衛門井戸三九〇〇の一、字中ノ山三九二五、三九二六、駿河区丸子字大釿六一三九の一（次の図に示す部分に限る。）、六一三九の一の一の四、六一三九の一の一の五、島田市伊久美字遠見場三三から三五まで、字中野三六、三七（次の図に示す部分に限る。）、三九、四〇・四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四二、四三の一、四三の二（次の図に示す部分に限る。）、笹間下字ヌタ窪一八三八、字遠見場一八三九の一、一八三九の二、一八四〇の一、一八四〇の二、一八四一、字中野一八四四の一、一八四四の二、一八四五、字横ノ平一八四六の二、一八四七の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字五郎右衛門井戸三九〇〇の一・字中ノ山三九二五・三九二六・字大釿六一三九の一・字中野三六・三七・四二・字中野一八四四の一・一八四四の二（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区諸子沢字大久保一七一の一から一七一の三まで、一七二、一七三の一、一七三の二、字釜井戸二二九の一、字平ノ尾三五四の三、三五五の一、四五四の六、字狢六八六六、字中村七八八の一、字梅木畠一〇五〇の二、藤枝市瀬戸ノ谷字大崩一〇一九五、一〇一九七、一〇一九八、榛原郡川根本町久野脇字河内一四七四の一・一五一七の一・一五一八の一・一五一八の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一五一七の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中村七八八の一・字河内一五一八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月十七日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡下郷町大字中山字大ナテ山甲七六七の一、甲七六七の四から甲七六七の七まで、甲七六七の一三、甲七六七の一四、甲七六七の一九、字大ナテ一二、字上平五八、五九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）